

権利の視点から見た外国人児童・生徒教育の課題 —小学校での授業観察およびインタビュー調査を通して—

福山 文子
(人間発達科学専攻)

1. 本研究の背景と目的

(1) 本研究の背景

現在日本の公立学校に在籍する外国人児童・生徒数は、74,214人であり、そのうち日本語指導が必要な外国人児童・生徒数は、28,511人と報告されている。このことから、日本語は話せるものの、異なる文化的背景を有する外国人児童・生徒も相当数に籍していることが分かる¹。外国人児童・生徒とは、かねてより日本で生活している在日韓国朝鮮人児童・生徒など、いわゆるオールドカマーと呼ばれる子どもたち²、1990年の改正入管法の施行以来増加した日系人の子供、最近増加傾向にある中国語やフィリピン語を母語とする子どもたち³など多様な児童・生徒が含まれるが、彼らが抱える問題は深刻であり、不就学も少なくない⁴。外国人児童・生徒への対応は日本において重要な政策課題となっている。

では、これまで外国人児童・生徒に対して、どのような教育施策がおこなわれてきたのであろうか。文部科学省は、1976年の「中国引揚子女教育研究協力校」の指定以来、外国人児童・生徒教育について40近い施策を行ってきているが、それらの教育施策に関して次の5つの特徴があるといわれている⁵。

- ・教育現場からの要望によって対処療法的な施策が展開されてきた。特に、日本語指導の困難さが浮き彫りになり、日本語に特化した教材整備への支援が展開されてきた。
- ・外国人の子どもの教育の施策は、独自にそのシステムを構想するのではなく、既存の施策、つまり、海外勤務者の子どもの教育の施策などを踏襲してきた。したがって、「国民教育」の一環として位置付けられ、「母語教育」や文化を尊重するといったいわば「民族教育」は後退してしまった。
- ・1980年代まで中心として考えられていた、在日韓国・朝鮮人の子どもの教育にかかわる、民族教育や母語教

育などの問題が解決しないまま、1990年代に急増した新規来住の子どもの日本語教育や学校への適応が国の施策の中心になるという二重構造化が指摘できる。

- ・外国人の子どもの教育に関しては、自治体間の格差が存在する。
- ・これまでの施策は、国際法と整合していない部分がある。例えば、母語および文化の教育の保障について規定している「すべての移住労働者とその家族の権利保護に関する条約」を、日本は批准していない。

また、太田は、1965年文部事務次官通達の流れをくむ外国人児童・生徒教育を規定する2つの原則⁶、つまり、当該児童・生徒の保護者が希望することによって就学が許可される「不就学を可能とする原則」と、日本人と同様に扱う（特別扱いをしない）という「形式的平等ともいえる原則」の影響を指摘する。

以上で概観したように、これまで日本の学校において外国人児童・生徒に対する教育は、自治体間の格差の中、教育現場からの要望により日本語指導はなされてきたものの、日本人と同様に取り扱い特別扱いをしないという原則のもと、「国民教育」の一環としてなされてきたことがわかる。そして、文化の享有は重要な権利のひとつであるにもかかわらず、「母語教育」や文化の尊重など、彼らの背景にある文化への配慮が十分になされてこなかったことがみてとれる。このような状況の中、外国人児童・生徒の権利にかかわる議論が展開されてきた。次節では、それらに関係する先行研究について検討する。

(2) 外国人児童・生徒と権利にかかわる先行研究

太田は、外国人児童・生徒の就学上の諸問題を引き起こす要因の一つとして、在日韓国・朝鮮人の子どもたちを想定して形成されてきた法制度に着目している。そして、①就学の機会は「権利義務」としてではなく、「許可」もしくは「恩恵」として提供される、②就学後は日本人と同様に扱われるという、法制度における2つの原則を示したう

えで、現在行われている日本語教育と適応教育について問題点を指摘している。日本語教育に関しては、母語喪失という大きな代償があるにもかかわらず、多くの子どもたちは授業についていくために必要な日本語能力である学習思考言語を習得するに至っていないという現実、つまり母語と日本語の両言語において思考や表現の道具として活用できない子どもたちの創出について論じている⁷。

また、岩田・石井は、中国帰国者の子どもたちの立場にたち、教材自体が全てのマイノリティの子どもたちの教育要求を満たすものにはほど遠く、行政に子どもたちの教育を受ける権利の侵害という現実への危機感は未だに薄いと指摘している。そして、マイノリティの子どもたちの存在の実態、基本的な権利の部分の共通部分が欠落しているのであれば、それは、適応という名の下の同化教育にすぎないと論じている。また、「中国帰国者お断り」、「国へ帰れ」という差別落書きなどは、他者に非寛容な社会・異質少数者排除といった日本の社会的偏見の土壌の産物であると指摘し、マイノリティに接する時、常にこの厳然と存在する差別の現実に敏感でなければならないと述べている⁸。

佐々木・阿久澤は、民族学校を例に挙げ、子どもの権利条約とその基本原則に照らし、制度的差別を受けていると論じている。併せて、文科省の「外国人子女教育」政策のほとんどが、日本語と社会適応の指導に関することであてられていることを受け、「外国人が外国人として日本の学校で教育を受けられる」という、ごくあたりまえのことが実現できる外国人教育を、政策として位置づけることが必要ではないかと指摘している。たとえば母語教育の保障は、外国人の子どもたちが、外国人としてのアイデンティティを持ちながら生きることを認める、ということである。だからこそ、これを公教育の中でどのように位置づけるかは、外国人教育に対する姿勢そのものを示すものとして注目されると論じている⁹。

また、佐藤は、多数の外国人児童・生徒が「文化的アイデンティティや文化的特性を保持すること」が困難であり、かつ「異文化の集団と関係をもつこと」もできない状態であると指摘し、外国人児童・生徒の中には母国の文化を周囲から否定的にみられるために、自分で抑圧し潜在化させ、ネガティブなものとしてとらえやすいと述べている¹⁰。さらに田淵は、外国人児童・生徒教育を、同和教育、在日コリアン児童・生徒教育、さまざまな障がいを持つ児童・生徒への教育などを含みこんだ異文化間教育の中に位置づけられるものと捉え、これまで異文化間教育では「文化」に焦点があてられ、「人権」との関係で議論されることが少なかったのではないかと指摘している。そして、異文化間教育は、「一人ひとりの人権やセルフエスティーム（自尊心）を育む教育」であり、最終的に人権教育に収斂され

るものではないかと述べている¹¹。

これらの先行研究においては、就学の機会が「権利義務」としてではなく、「許可」もしくは「恩恵」として提供されることへの疑問、母語喪失など、文化を含む権利が担保されていないのではないかと指摘、他者に非寛容な社会・異質少数者排除といった子ども達の背景にある「差別」の現実に言及がなされている。そして、異文化間教育においては、「『文化』に焦点があてられ、『人権』との関係で議論されることが少なかったのではないかと論じられているように、現状において、外国人児童・生徒の文化の享有を含めた権利について関心が希薄である現実が示唆されているといえる。

(3) 本研究の目的

先行研究の検討からわかるように、これまで外国人児童・生徒に対する教育は、日本語指導と適応教育に重点が置かれてきた。さらに、日本人と同様に外国人児童・生徒を扱い、特別扱いをしない「形式的平等」ともいえる原則に基づいた対応がなされてきた。これまで日本の学校教育の現場では、外国人児童・生徒の母語教育や文化が重視されてきたとは言えないであろう。しかしながら横浜市立I小学校では、長年にわたり多くの外国人児童・生徒を受け入れてきた経験から、外国人児童・生徒の文化に配慮し、外国人児童・生徒の権利を尊重した実践が積み重ねられてきている¹³。I小学校は、これまで行われてきた外国人児童・生徒教育政策において重要視されてきたとはいいたい、彼らの文化にかかわる権利を大事にしてきた学校といえる。本研究では、そのような実践を積み重ねてきたI小学校を事例として、外国人児童・生徒教育の実践的課題を明らかにすることを目的とする。

(4) 研究方法と本論文の構成

つづく第2節においては、本論文の主要概念である、権利について概念整理を行う。次に、権利が国内法や国際人権文書の中でどのように捉えられているのかについて示す。そして第3節で外国人児童・生徒の状況改善について示唆を与え、また彼らの権利に関連性があると考えられる理論として、モートン・ドイッチ（Morton Deutsch）が論じる分配正義の理論と、法哲学における井上達夫による公共性の理論を提示する。第4節では、実際のフィールド（I小学校）において実施した、授業観察および聞き取り調査をもとに外国人児童・生徒教育における実践的課題を明らかにする。

2. 外国人児童・生徒と権利

(1) 権利にかかわる概念整理

権利とは、一定の利益を請求し、主張し、享受することができる法律上正当に認められた力をいう。そして権利は法によって認められ、法によって制限される。そして人権とは、基本的人権ともいわれ、人間である以上、生まれながらに当然もっている基本的な権利のことをいう。基本的人権には、自由権、参政権および社会権（生存権的基本権）を含ませる場合が多い¹⁴。堀尾・兼子は、その著書『教育と人権』のなかで、「子どもの権利の視点は、人権思想の展開の中できわめて重要な意味をもち、人権思想の内実をゆたかにする視点である。-中略-子どもにとっての学習権というのは、子どもの人権の中心であると同時に、その将来に亘ってその他の人権の実質的保障のために不可欠のものである」と述べ、子どもの人権のなかでも特に学習権の重要性について指摘している¹⁵。また、堀尾は、子どもの権利の内容について論じる中で、「子どもにとってのこれらの権利は、何よりも人間的環境のもとで肉体的・精神的健康が保たれ、人間的に成長・発達する権利だといえる。したがってその権利は、子どもの未来にかかわっている。そして、その権利の充実のためには、その発達段階にふさわしい学習と教育が保障されていなければならない」と指摘すると同時に、「子どもの生存権は、物質的・肉体的基底においてだけでなく、将来に亘っての人間的成長の権利であり、それは学習の権利を含む文化的視点を含んだ概念なのである」と述べている¹⁶。

ここでは、子どもの権利とは、学習の権利を中核としながらも、文化的視点を含む概念であり、人間的に成長・発達する権利と捉えられている。

(2) 外国人児童・生徒の権利に関連する国内法と国際人権文書

前項で子どもの権利について整理を行ったが、外国人の権利についてはどのような規定があるのであろうか。前章で述べたように、外国人児童・生徒に対する教育において、「母語教育」や文化の尊重など、彼らの背景にある文化への配慮が十分になされてはならず、また、外国人児童・生徒の権利にかかわる先行研究の議論においても、彼らの権利の実現状況においてさまざまな問いが投げかけられてきている。しかし、国内法と国際人権文書においては彼らの権利について明確な記載がある。

①外国人児童・生徒とその教育に関連する主な国内法

ここでは、憲法第14条、憲法第26条、および人権教育及び人権啓発の推進に関する法律について概観しておきた

い。

憲法第14条第1項では、「すべて国民は法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とされ、法の下での平等について定めている。この憲法第14条と、外国人とのかかわりに関しては、長谷部が、「特段の事情の認められない限り、外国人に対しても類推適用されることを認めている」と指摘し¹⁷、小林が、「第16条-18条のように『何人も』とはいっていないけれども、とくに外国人を排除したものとはいえないであろう」と述べている¹⁸。また、憲法第26条第1項では、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とされ、「ひとしく教育を受ける権利」を保証している。小林は、「人種や信条のゆえに入学拒否などの差別を行うことは、本条に反するというべきである」と述べ¹⁹、その権利が外国人にも妥当することを示唆している。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律は、2000年12月に施行されたものであり、人権の擁護に資することを目的に、人権教育・啓発の推進に係る国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定めている。

②外国人児童・生徒の教育に関連する主な国際人権文書

国際人権文書の中でも国際人権規約は、世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものである。社会権規約と自由権規約は、1966年の第21回国連総会において採択され、1976年に発効した。そして、日本は1979年に批准している。なお、社会権規約を国際人権A規約、自由権規約を国際人権B規約と呼ぶこともある²⁰。そしてその中でも、特に外国人児童・生徒の教育に関連するのは、自由権規約第27条および社会権規約第13条である。

自由権規約第27条では、「種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない」とされ、文化の享有について触れられている。また、社会権規約第13条第1項には、「この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める」との記述がある。

これらAB両規約とも、国籍による差別を禁ずるものであり、かつ裁判規範性を有する。また、これらの条約が国内法令に優先することは日本の学説判例上確立しており、上記条約の規定する権利については、一般外国人に対しては国民との被差別処遇が原則的に要求されるとの指摘もな

されている²¹。

「児童の権利に関する条約」は1990年に発効し、日本は1994年に批准している。その第30条には、「少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない」とある。また、人種差別撤廃条約は1969年に発効し、日本は1995年に加入している。第2条第2項には、「個人、集団又は団体による人種、皮膚の色又は種族的出身を理由にしたいかなる差別に対しても、国はその警察活動その他の措置によりこれを奨励、擁護又は支持してはならない」との記述がある。

3. 分配正義と公共性の理論

次に、外国人児童・生徒教育にかかわる平等重視や、外国人児童・生徒の権利に関連性のある理論として、分配正義と公共性の理論について整理する。分配正義の理論は、これまで外国人児童・生徒教育において偏重されてきたともいえる平等重視に新たな視角を提供すると考えられる。また、法哲学における公共性の考え方は、外国人児童・生徒教育において尊重されてきたとはいいがたい自己の文化の享有や自己の言語の使用などの権利について、再考の契機を与えると考えられる。

(1) 分配正義の理論

当事者の「必要性」について勘案することの重要性について論じたものに、モートン・ドイッチ (Morton Deutsch) が論じる分配正義の理論がある。ドイッチは、社会のいたるところで資源を分配する際、あるいは分配のあり方について「正義」か「不正義」かを判断するにあたり3つの重要な原則があると論じている²²。そして、その3つの原則である、衡平原則 (equity principle)²³、平等原則 (equality principle)、必要原則 (need principle) のうち何が優先されるかは個人・集団・社会階層・イデオロギーなどによって異なると述べている。ここでは人々の生活の向上や福祉こそが大切だとみなされている状況で支配的となる、必要原則に着目する。つまり、平等に配るだけでは、正しい分配とはいえないのである。この理論はもともと紛争解決のための理論であるが、教育におけるさまざまな資源の分配を考える上でも説得力を持つと考えられる。教育も公共財の分配のひとつの形である。さらにいえば、教育は、人々の生活の向上や福祉などと同様に、個々の状況に応じた対応がなされなければ、結果は大きく開いていくことが予測される。結果を平等に近づけるためにも、教育において、必要性の高い者がより多くの利益を受けるべきと

考える「必要原則」が重視されることには妥当性がある。この分配正義の理論は、これまで外国人児童・生徒教育において偏重されてきたともいえる、平等重視に新たな視角を提供すると思われる。外国人児童・生徒にとって何が必要であるかを見極めたうえで、衡平原則、平等原則とのバランスをとっていくことが求められると考える。

(2) 公共性にかかわる理論

人権とは、「人の生まれながらの権利」であり、人権を法によって保障する必要性が生まれるのは、国家が存在すればこそであるといわれる。つまり、国家は、その領域内における正当な実力の行使を独占しており、国民の生命・自由・財産を奪い取る力を持っているため、その権限を限定する必要性も大きいのである²⁴。だとすれば、現在、国民国家にとって他者である移民 (=外国人児童・生徒)²⁵の人権が、国民の人権と同様には保障されていなくても不自然なことではなく、このような考え方が社会一般の認識にも一定の影響を及ぼしているとも考えられる。

そこで、外国人児童・生徒教育の権利について再考するために、「公共性」にかかわる理論を援用したい。現在「公共性」については、多様かつ、重層的な捉え方がある。類似するものとしての「公」、対抗軸ともいえる「私」、「私事性」などまで含めれば、一層多くの把握のされ方があるといえるが、ここでは、社会秩序維持のための規範である法にかかわる現象について、基礎的、原理的な考察を行うといわれる法哲学の分野における「公共性」の理論に依りつつ論を進めることとする。

井上は「行動が公共的であるか否かは、行動によって利益を受ける人々だけでなく、不利な影響を受ける人々にも妥当しうような公共的理由によってその行動が正当化可能か否かに依存」し、「公共性の探求は公共的理由の探求である」²⁶と論じる。そして、「重要なのは他者危害の抑止であり、他者に危害が加えられる場が家庭のような私的領域かその外部かは無関係である」と同時に、「主体が公共的『である』か否かではなく、主体が『する』あるいは『した』行動が本当に公共的と言えるか否かが重要」なのであり、また「民主的プロセスをいくら実効的に保障したとしても『敗北がきまったゲーム』に参加させただけで公正な政治的機会を保障したこことにはならない」と述べている。そして、法哲学における多元的社会に妥当する公共的理由の指針となりうる根拠として、多様な正義構想の存在や、通底するものとしての「反転可能性 (reversibility)」、つまり、その自己と他者との置かれた状況のみならず、自己と他者の視点を反転させたとしてもなお受容しうべき理由により、自己の他者に対する要求が正当化可能であるかを反実仮想的に吟味・テストさせること等の視点を提示して

いる。

これまで、教育と公共性に関しては、様々な議論が展開されてきた²⁷。そしてその主な対象者は「国民」であったといえる。それは、教育の目的が「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた、心身ともに健康な国民の育成」²⁸である以上、当然のことであったかもしれない。しかしながらグローバル化が進展する現在、「他者を引き入れることによって、『われわれ国民』の定義は変化する」²⁹との指摘もなされている。「教育と公共性」の議論の射程に、外国人児童・生徒を含みこむことによって、外国児童・生徒といわゆる「国民」との間により公正な関係が構築されることが期待される。そして、一人ひとりが外国人児童・生徒の教育を考えるに際して、公共性の理論に基づき、自己と他者の視点を反転させた上で他者への要求が正当化できるのかどうか吟味することが、外国人児童・生徒の権利を守ることに繋がると考えられる。

4. 権利に配慮した教育実践の事例—I小学校における調査から

(1) 横浜市立I小学校

横浜市立I小学校は、全校児童208人のうち、外国籍児童数が114名、外国にルーツをもつ日本国籍児童数が28名の小学校であり、両者を合わせると、約68%が外国とのつながりがある児童である。その背景として、①神奈川県が中国からの永住者やインドシナ難民の呼び寄せ家族に対し、隣接する公営団地に入居しやすい環境を整えている、②近隣の大和市、藤沢市、綾瀬市などは、大手自動車工場等の協力会社が多く、就労場所に恵まれている、③隣接の大和市に、かつてインドシナ難民定住センターが設置されていた(1980～1998年)、④中国帰国者やインドシナ難民等が、家族を呼び寄せているなどの、要因がある。また、国籍に関しては、インドシナ難民としてのベトナム、カンボジア、ラオスから来日した家族と、中国残留孤児の呼び寄せ家族の子どもたちが多くを占め、その他に、フィリピン、ペルー、ブラジル、バングラデシュ、インドなど、日本を含めて10カ国の言語文化を背景とする子どもたちが学んでいる。さらに、その多くが日本生まれ、あるいは幼少期来日の子どもたちで、就学前教育も日本で受けているという特徴がある。母国である程度教育を受け、母語が確立した後に途中編入してくる例は、例年5名程度である。

また、I小学校では、同校の人権教育の目標である「『だれもが』『安心して』『豊かに』生活できる多文化共生の学校」を、具体的に「一人ひとりが違いを理解し、違いを認め合い、ともに仲よく生活できる学校」と捉え、全職員で子どもたち一人ひとりを見守っている³⁰。

(2) インタビューおよび授業観察

2011年11月に、学校長および、高学年国際教室担当教諭(以下、国際教室担当教諭)に対してインタビュー調査を行うとともに、延べ12時間に亘る授業観察を行った³¹。インタビュー調査および授業観察を通して明らかになったものについて、第2節で論じた権利の視点、および第3節で提示した分配正義と公共性の理論を踏まえながら検討を加える。

1) I小学校が現在抱える課題について

I小学校の校長によれば、I小学校が現在抱える主な課題は、①小1プロブレムといわれる課題³²、②高学年の児童・生徒にみられる母語も学習言語としての日本語も獲得が不十分で学習に支障がでているという課題、③日本語がほとんどできない状態で途中編入してくる児童・生徒への対応の課題、の3つがあるという。そして、①の課題については、「昨今の就学前教育における指導の変化のみならず、文化的な背景がプラスアルファの要因として予測される」、②の課題については、「多くの子どもたちが日本生まれ、あるいは幼少期来日であるという状況の中で、母語が確立する以前に、第二言語(日本語)の習得が始まることにより、両方の言語が定着しづらく、どちらの言語においても深い思考が難しくなっていることが予測される」、さらに③の課題については、「現在中国から来日して10日ほどの児童がおり対応中である」との説明を受けた。

2) I小学校の取り組み

インタビューを通して、I小学校が抱える課題に対して、次のような取り組みが行われていることが明らかになった。

- ・「小1プロブレムについては、背景に文化的要因があることも踏まえたうえで、22年度から近隣の幼稚園・保育園との連携を図る活動を始めた。」(学校長)
- ・「高学年の児童・生徒の学習に支障がでているという課題は、学習保障にかかわるものと認識している。したがって、23年度から、国語と算数という主要2教科については、複数のグループに分けて指導を実施する少人数制に切り替えた。副担任制を廃止し、専科教員を無くしたことによって、全教員に負担がかかる状況になっているが、理解を得て実施することになった。その結果、子どもたちのつまずきに気づきやすくなったと感じている。」(学校長)
- ・「日本語がほとんどできない状態で途中編入してくる児童・生徒の課題については、まず、当該児童・生徒の原学級に入り込み、すぐ傍で当該児童が何に困って

いて、何が必要であるのかを察知した上で、その情報を教材作りや授業展開に生かしている。例えば、友達とのかかわりは、学校生活に適應する上で重要なポイントとなる。そのような視点から、友人関係を築くために必要な言葉なども、初期の指導に含ませることを意識している。」(国際教室担当教諭)

以上のI小学校および国際教室担当教諭の対応は、外国人児童・生徒の必要性に配慮し、人間的に成長・発達することを支援する取り組みといえる。一律に平等に扱っているのではない。目の前の子どもたちが成長・発達するためにどのような対応が望ましいのか、常に検討を続ける姿勢がみとれる。このような支援に加え、「学校から保護者に渡すものは、全てルビをふっている。さらに、特に大切なお知らせについては、『重要』を多言語(中国語、カンボジア語、ベトナム語、スペイン・ポルトガル語)に訳したスタンプがあり、母語に応じて使用している。」(学校長)(図1)、「成績のことなど、保護者に伝えたいことがある時は、国際交流協会などを活用し通訳を介してきちんと伝わるように配慮している。」(学校長)、「両親と離れて暮らしている子どももいる。また、原学級では言葉の壁からなかなか存在感を示すことのできない場合も多い。国際教室では、できるだけ垣根を低くしてほっとできる場を作りたい。」(国際教室担当教諭)といった、「反転可能性」についての吟味ともいえる、相手の立場に立った配慮も行っていた。これらの配慮の背景には、I小学校の人権教育の目標である『「だれもが」『安心して』『豊かに』生活できる多文化共生の学校』を目指すという方針がかかっていることが推察される。そして、その目標を堅持しようとする意識は、「自分の思いや願いを実現することは権利だと思う。安心して暮らせる社会である必要があるし、学校も安心して暮らせる場でなければならない。学校で応援できる

ことは応援する。」(学校長)という発言にもあらわれている。

3) 授業観察

1年生、3年生、4年生および、6年生の国際教室を中心に授業観察を行った。I小学校には、国際教室担当の教諭が2名おり、低学年と高学年に分けて指導していた。さらに、11月8日に行われた「平成23年度第2回4校児童生徒交流会」、11月16日に実施された「区一斉授業研」当日の様子についても記すこととする。

〈低学年の国際教室〉

①1年生(6名)

11月16日に開催される区一斉授業研において、1年生は課題図書を決め、その物語の好きな場面についてお芝居で表現することになっていた。1年生が選んだ物語は「かぐや姫」であった。6名の内訳が、女子児童1名(ルーツはベトナム)、男子児童5名(ルーツは、中国、ベトナム、ブラジル)であったこともあり、かぐや姫に4人の大臣が求婚する場面をお芝居で表現することとし、ひとりがナレーターを担当することとなった。低学年国際教室担当教諭は、担当する6名の児童の中に、まだ日本語で台詞を発することに困難が予測される児童がいることに配慮し、母語で台詞を述べる形式のかぐや姫を構想した(図2)。

②3年生(4名)

「ちいちゃんのかげおくり」(国語)についての指導のなかで、担当教諭は、テストの実施前に、漢字についてはあらかじめ問題を示し練習する時間を与えていた。そこで、覚えきることができれば、テストで得点がとれるルールである。



図1: 多言語で「重要」のスタンプが押された、個人面談のお知らせ



図2: 4言語を使用した「かぐや姫」の様子(画像提供:I小学校)

〈高学年の国際教室〉

4年生（1名）

指導の対象は、中国から来日して間もない児童であった。高学年国際教室担当教諭は、宿題として出していた基礎的な日本語の課題を短時間でチェックすると、当該児童にとって原学級において必要不可欠な情報ともいえる、指示の言葉、授業科目などに焦点化して日本語指導をおこなっていた。また、保健室でのやりとりを、ロールプレイ形式で身につけさせるなど、必要と考えられる情報を意識的に提供していた。さらに、母語では何と表現するのかと尋ねたり、教諭自身が中国語を話し、当該児童に教えてもらう場面を設定することを通し、当該児童に対して母語を刺激する働きかけを行っていた。

〈4校児童生徒交流会、区一斉授業研〉

・4校児童生徒交流会は、高学年国際教室担当教諭の指導のもと、I小学校の多文化共生委員会のメンバーが中心となり、近隣3校を招いて母語や母文化の良さを伝える取り組みである。今年のテーマはカンボジアであり、カンボジアにルーツのあるメンバーのひとりが、自身が最近カンボジアを訪れ感じたことなどを生の言葉で伝えていた。この児童は、一時自分のルーツがカンボジアであることを隠そうとしていた時期があったとのことである。

・区一斉授業研当日の朝、事前発表会という形で、1年生の国際教室の子どもたちが4言語かぐや姫をI小学校の上級生たちの前で披露した。4言語かぐや姫を見た上級生の一人が「かぐや姫は日本の話なのに、中国語とか入っていてすごいと思います」と感想を述べていた。

5. まとめにかえて

I小学校における授業観察、およびインタビュー結果を見ると、I小学校では、外国人児童によりそい、その必要性に応えようとする態度があることがわかる。一人ひとりが違いを理解し、認めあうことに価値を置き、背景にある文化や母語保持などにも敏感に対処している。I小学校は、20年以上にわたり外国人児童への対応に力を注いできた歴史がある。その積み重ねの中で、誰もが安心して豊かに過ごせる環境を整えてきたものと思われる。そして、外国人児童はその環境の中で守られ成長し、日本人児童は、外国人児童の権利に配慮することを体験的に学んでいる。4言語かぐや姫をみた上級生の「かぐや姫は日本の話なのに、中国語とか入っていてすごいと思います」という発言は、異文化を肯定的に捉える態度が児童の中に形成されていることを示唆している。

これまでの外国人児童・生徒教育においては、日本語教育と、適応教育に主眼が置かれてきた。結果として、「安心して豊かに生活できる学校」が実現されず、児童たちの権利に影響を与えてきた可能性が指摘できる。

I小学校では、日本人であろうと外国人であろうと、誰にとっても思いや願いを実現することを権利と捉え、外国人児童の必要性を認識し、文化への配慮を含めた権利を尊重し、相手の立場によりそいながら、全ての児童が安心して学校をめざし実現していた。そのような環境の中でこそ、外国人児童は人間的に成長・発達し、学習する権利を実現できるのではないかと。外国人児童・生徒の権利を重視する取り組みこそ、外国人児童・生徒教育における実践的課題と考えられる。

(注)

- 1 文科省 HP より。外国人児童・生徒数は、平成 11 年からみてもと 80,353 人（平成 11 年）から 69,817 人（平成 17 年）の間で増減を繰り返している。http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/08/_icsFiles/afieldfile/2011/08/16/1309275.pdf 2011 年 9 月 16 日取得。
- 2 5 歳から 19 歳までの、韓国・朝鮮国籍の外国人登録者数の合計は、47,853 人である。民族学校に通っている子ども達を除いても、かなりの数の韓国・朝鮮の子ども達が日本の公立学校に在籍していることが予測される。政府統計総合窓口 HP: http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=0000010748285 より、「国籍（出身地）別年齢・男女別外国人登録者」（表番号：10-99-02）から算出。2011 年 9 月 16 日取得。
- 3 前掲文科省 HP によれば、日本語指導を必要とする外国人児童・生徒の内、ポルトガル語を母語とするものが最も多く、9,477 人（前年度比 16.8%減）、次いで中国語を母語とするもの 6,154 人（同 5.5%増）、その次にフィリピン語を母語とするもの 4,350 人（同 29.2%増）と続く。
- 4 文科省では、平成 17 年から 18 年にかけて行った外国人の子ども不就業実態調査の結果を公開している。滋賀県や太田市など、1 県 11 市を調査対象としているが、計 112 人の不就業児童・生徒がいると報告されている。http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/012.htm2011 2011 年 9 月 16 日取得。
- 5 佐藤郡衛『異文化間教育』明石書店、2010、pp.132-137。
- 6 太田晴雄「日本のモノカルチャリズムと学習困難」宮島喬、太田晴雄編『外国人の子どもと日本の教育』東京大学出版会、2005、pp.58-59。具体的には「永住を許可された者が、当該永住を許可された者を市町村の設置する小学校または中学校に入学させることを希望する場合には、市町村の教育委員会は、その入学を認めること」「永住を許可された者およびそれ以外の朝鮮人教育については、日本人子弟と同様に取り扱うものとし、教育課程の編成・実施については特別の取り扱いをすべきでないこと」（1965 年 12 月 25 日文部事務次官通達）。後に適応対象が外国人一般に修正される。
- 7 太田晴雄「ニューカマーの子どもと学校教育－日本の対応の再考と多文化教育」江原武一編『多文化教育に関する総合的

- 比較研究－公教育におけるエスニシティへの対応を中心に」京都大学教育学部、1998、pp.193-208。
- 8 岩田忠・石井小夜子「中国帰国者の子どもたち」中川明編『マイノリティの子どもたち』第五章、明石書店、1998、pp.143-194。
 - 9 佐々木光明・阿久澤麻里子「マイノリティの子どもたちと教育」中川明編『マイノリティの子どもたち』第三章、明石書店、1998、pp.63-116。
 - 10 佐藤郡衛「在日外国人児童・生徒の異文化適応とその教育」江淵一公編『トランスカルチュラルリズムの研究』明石書店、1998、pp.482-486を一部要約。
 - 11 田渕五十生「異文化間教育と人権教育のインターフェイス」『異文化間教育』34号、異文化間教育学会、2011、pp.64-74。
 - 12 田渕五十生、同上、p.66。
 - 13 I小学校は、平成17・18・19年度文科省研究指定人権教育総合推進地域事業への取り組みを行うなど、人権への意識の高い学校といわれている。
 - 14 権利と人権については、有斐閣法律用語辞典 p.386 および p.236 より。
 - 15 堀尾輝久・兼子仁『教育と人権』岩波書店、1980、p.67 および、pp.225-226 より。
 - 16 堀尾輝久『人権としての教育』岩波書店、1991、p.66。
 - 17 長谷部恭男『憲法 第5版』新世社、2011、p.120。
 - 18 小林直樹『憲法講義（上）』東京大学出版会、1980、p.333。
 - 19 小林、同上、p.569。
 - 20 外務省 HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/index.html> より。2011年8月4日取得。
 - 21 大沼保昭『新版単一民族社会の神話を超えて』東信堂、1993、p.211。
 - 22 モートン・ドイッチ「正義と紛争」モートン・ドイッチ、ピーター・T・コールマン、エリック・C・マーカス編『紛争管理論』日本加除出版、2009、p.54。
 - 23 衡平原則については、トム・R・タイラー他著『多元社会における正義と公正』ブレーン出版、2000、p.54-59も参考にした。equityの訳については、公平と、衡平の2種類があげられるが、本稿では、衡平とする。
 - 24 人権については、長谷部恭男『憲法 第5版』新世社、2011、pp.9-10より。
 - 25 伊豫谷登士翁『グローバリゼーションと移民』有信堂高文社、2001、p.21。
 - 26 井上達夫『公共性の法哲学』ナカニシヤ出版、2008、pp.3-27。
 - 27 森田尚人、小玉重夫、樋口陽一、久保義三など。
 - 28 教育基本法 第1章「教育の目的及び理念」より。
 - 29 齋藤純一「憲法と公共性－ロールズとハーバーマスの政治的統合をめぐる－」長谷部恭男、土井真一、井上達夫ほか編『岩波講座憲法3 ネーションと市民』岩波書店、2007、p.30。
 - 30 (1) I小学校の部分は、横浜市立I小学校資料「多文化共生の地域・学校づくり」より。人数については、2011年5月現在のもの。
 - 31 インタビューを行った場所は、校長室および国際教室である。
 - 32 東京都教育委員会によれば、「小学校に入学したばかりの小学校1年生が集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数ヶ月継続する状態」と定義されている。http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/soumu/vision/saisyu/honbun_chuui.htm 2011年11月22日取得。

The Issues of the Students with Cultural Diversity from the Viewpoint of the Right : Through Class Observations and Interview at an Elementary School

Ayako FUKUYAMA
(Human Developmental Sciences)

More than 70,000 pupils and students have non-Japanese cultural background in Japan, and they face a lot of serious problems here. It is one of the most significant political issues to cope well with this problem. Regrettably we cannot say that we have thought much of education of the first language and culture of foreign pupils and students in school in Japan. However, they have the right to enjoy their culture even in Japan. In this sense I Municipal Elementary School of Yokohama has admitted a lot of foreign pupils for a long time. In accordance with the experience it has paid attention to their cultural background and respected their rights in the educational praxis. The purpose of this study is to suggest one of alternatives in the praxis by observing the class and hearing teachers at I Elementary School, how foreign pupils and students in Japan should be educated here in future.

I Elementary School tried to understand the situation of the pupils the rights of whom are probably limited and made an effort to respond their necessities well. The teachers there were always sensitive to the cultural background and the keep of the first language of the foreign pupils. These pupils were protected and grew up in the circumstances, and Japanese learned by experience in the classrooms to respect the rights of their foreign classmates. I believe that foreign pupils and students can develop and evolve their personality and carry out the right to study in the situation respecting it. The education of foreign pupils and students has concentrated on learning of Japanese language and adapting them to the Japanese society so far. It can be pointed out that "School, Place of Relief", what we call, has not been guaranteed and the right to receive education has been affected by those measures. It is such a practice to make much of their rights which should be practically adopted in the education of foreign pupils and students in future.

Keywords: children with cultural diversity, right, culture, necessity, respect